

議 会 臨 時 会 会 議 録

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和2年11月26日

- | | |
|------|--|
| 開　　会 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第82号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第83号　職員の給与に関する条例の一部改正について |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 2 年第 2 回岩出市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。失礼いたします。

臨時会の冒頭に貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日、ここに令和 2 年第 2 回岩出市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも何かと御多忙のところご出席賜り、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、このたびの市長選挙におきましては、無投票にて、引き続き市政運営 5 期目の重責を担わせていただくことになりました。

無投票であるがゆえ、より市民皆様からの負託の大きさ、また、責任の重大さを痛感しているところであり、改めて身が引き締まる思いであります。

これまでの市政運営については、就任時から、対話と協調の下、住んでよかったと思えるまちづくりを念頭に、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、堅実な行財政運営に努めるとともに、市民皆様の生活向上のため、さまざまな施策を展開し、市の将来の礎を築くためにも、職員とともに市にふさわしいバランスの取れたまちづくりに取り組んでまいりました。

その結果、和歌山県内の「街の住み心地ランキング」では、皆様から高い評価をいただき 1 位となっております。

一方、国内では、一時終息に向かうと見られた新型コロナウイルス感染症は、再び感染が拡大するなど、世界中が未曾有の危機に直面しており、経済的な打撃がどこまで広がっていくのか、また、この問題がどれほど長期化していくのか、いまだに見通せない状況にあります。

そうしたことから、今後も事態の推移と国・県の動向を注視しながら鋭意検討を

進め、必要な対策を講じてまいりますので、市民皆様には、引き続きの感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

今後も、市民皆様の声をお聞きしながら、また、今までのまちづくりの取組の成果をさらに強化するためにも、岩出市長期総合計画や岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、職員ともども一丸となって、岩出市の輝く未来のまちづくりに向けた市政運営に全力で邁進する所存でございますので、何とぞ皆様には、引き続きのご指導とご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

- 田畑議長 本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案第82号及び議案第83号につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 田畑議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、松下 元議員及び三栖慎太郎議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

- 田畑議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から11月27日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から11月27日までの2日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 田畑議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会に、説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案2件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

日程第5 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○田畑議長 日程第4 議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件及び日程第5 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正の件の議案2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回の臨時会でご審議をお願いいたします案件につきましては、条例案件が2件でございます。

議案第82号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うため、改正をするものであります。

次に、議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の期末手当等について改定を行うため、改正をするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○田畑議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑時間30分以内で質疑をお願いいたします。

尾和議員。82号をお願いします。

○尾和議員 質疑の前に、マスクをしておるんですけども、今、市長はマスクを外して登壇されたんですけども、私もマスクを外してするほうがしゃべりやすいんで、マスクを取りたいと思うんですけど、取扱いのほう、よろしくをお願いします。

○田畑議長 どうぞ、いいです。外してください。

尾和議員。

○尾和議員　まず、議案第82号　議員の報酬並びに特別職、市長、副市長、教育長の報酬についての件について質疑を行います。

まず、第1条において、議長、副議長、議員に関して、歳費の増減を提案されているんですけども、この内容について、具体的に幾ら減額になるのか、総額で幾ら減額になるのかをお聞きをしたいと思います。

それから、第2条で、歳費の増減、いわゆる第1条から第2条にわたって、第1条でマイナスをして、第2条でプラスの案が出ておるんですけども、これに関して、同様に、議長、副議長、議員に関して、具体的に求めたいと思います。並びに総額も示していただきたいと思います。

それから、第3条、歳費の増減、これについてですが、市長及び副市長に関してであります。これについても総額と減額の金額をお示しいただきたいと思います。

第4条の歳費の増減についてですが、ここにおいて条例改正をされようとしているんですが、これについて、市長、副市長に関してどのようになるのか、具体的に個別に金額と総額を回答ください。

それから、第5条についてですが、これは教育長の報酬、期末手当に関してであります。これに関して、教育長に対しては幾ら減額されるのか、金額並びに総額はイコールだと思うんですが、これについても答弁を求めます。

それから、第6条についてですが、これについて教育長に関して、歳費の増減、プラスの要因であろうと思うんですが、これについても御答弁をいただきたいと思ひます。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず1つ目、第1条による議長、副議長、議員の期末手当増減につきましては、議長、マイナス2万5,300円、副議長、マイナス2万2,425円、議員1人当たりマイナス2万700円、14人でマイナス28万9,800円となり、総額としましてはマイナス33万7,525円となります。

第2条による増減についても同額となります。

続きまして、第3条による市長、副市長の期末手当増減につきましては、市長、マイナス5万2,500円、副市長、マイナス4万3,400円となり、総額で9万5,900円となります。

第4条による増減についても同額となります。

次に、第5条による教育長の期末増減につきましては、年度途中の任命となることから、マイナス1万1,760円となります。総額は同額です。

第6条による増減につきましては、マイナス3万9,200円なり、総額も同額となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 算出の方法であります。第1条において、議案の第1条の中身についてですが、100分の225を100分の220に減額をすると。第2条で、100分の220を100分の222.5にするということで、第1条で減らして、第2条で増やしていると。実質的に何か月分の減額になるのか、各議会並びに市長、副市長、教育長について御答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

それぞれ第1条、まず議会議員の分になりますが、第1条で100分の225を100分の220に減らすということで、これは今期、12月の期末手当について0.05月分減額するという条例の改正案になってございます。

第2条につきましては、年間の0.05月分を6月期と12月期、この半分に分けるということで、100分の220を100分の222.5ということで、6月期、12月期をそれぞれ0.025月分減額するという条例になってございます。

合わせまして、年間で0.05月分減額するという条例になってございます。

これにつきましては、市長、副市長、教育長の条例についても同様となっております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 2条と、それから4条並びに6条、これについては0.025上積みをするということだと思っておりますが、令和3年、2021年の1日から施行するということになるように書かれておりますが、そうしますと、総額では、この人事院勧告に従って0.05か月分の減額という理解でいいのか。今年度は0.05か月だけでも、来年度についてはどうなるのか、それについて御答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、改正条例の1条、3条、5条、この部分につきましては、附則にございますように、令和2年12月1日から施行するとなっております。2条、4条、6条、これにつきましては令和3年4月1日から施行ということで、令和2年度におきましては、先ほどから申し上げましたように、0.05月分の減額、令和3年度につきましては、6月期、12月期、それぞれ0.025月分ずつ、合わせまして0.05月分の減額となります。

○田畑議長 続きまして、議案第83号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

今回の人事院勧告について、人事院勧告が10月の初めに出されたわけですが、この勧告に関して、引上げの根拠についてお聞きをしたいと思います。

それから、月例給与について、人事院勧告では据置きとなっておりますが、岩出市においては、この月例給与についてはどうされるのか。

それから、公務労働者の処遇改善についてであります。これについても言及をしておりますが、これについてはどのようにされようとしているのか。

それから、今回の改正によるマイナス分によって消費減速になると考えられますが、これについてはどうなのか。

それから、年金の支給が65歳に引き上げられておりますが、市の地方自治体の公務員労働者の定年延長についての考え方は、人事院勧告でも若干触れておりますが、これについて岩出市の考えをお聞きをしておきたいと思っております。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、人事院勧告に関してお答えいたします。引下げの根拠につきましては、令和2年10月7日の人事院勧告において、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間の特別給の支給割合が4.46月、公務の支給月数が4.5月で、マイナス0.05月分となっているものでございます。

また、月例給与につきましては、本年10月28日の人事院報告において、民間給与との格差がマイナス164円で極めて小さく、給料表の改定が困難であり、月例給の

改定は行わないとの勧告があったことから、当市においてもその勧告を勘案し、月例給与の改定は行いません。

続きまして、公務労働者の処遇改善につきましては、地方公務員法第24条第3項において、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の事業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされていることから、人事院勧告及び和歌山県の人事委員会勧告を勘案し、改正議案を上程したものでございます。

なお、人事院勧告におきましては、従来より給与水準のみならず、諸手当また制度の見直し等も行っているもので、その都度必要に応じて対応してまいります。

次に、マイナスによる消費減速につきましては、国による特別定額給付金事業や市のプレミアム付商品券事業等により抑えられていると考えております。

次に、定年延長への考えにつきましては、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて要請されていることは認識しておりますが、今回の議案には関係ございませんので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 1回目の質疑のところで、全部やってないんで、第1条の第20条に際する歳費の増減、これは総額で幾らなのか。それから職員及び再任用職員別に平均額をお示しをいただきたいと思えます。

それから、第2条の20条による歳費の増減について、総額並びに職員及び再任用職員別に平均額をお示してください。

それから、人事院勧告についてであります。人事院勧告については民間の平均値水準を基に算出されるということではありますが、今年度の人事院勧告については民間の集計が正確に反映されているのかという疑問が生じてきております。コロナ問題で各民間企業の労働者の賃金については、賃上げ率が非常に低くて、賃上げしてないところ、賃上げに応じている企業、これは80%ぐらいあるらしいんですけども、こういう状況の中で、人事院勧告どおりに岩出市がそれに従う必要性があるのか。もし従わないのであれば罰則規定が現在あるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、各市町村国家公務員なんかについても同様であります。人事院勧告については勧告であって、絶対的なものでないと私は理解をしております。各地方自治体の首長の判断で、人事院勧告に従う必要性もないしという考え方も一部にあ

るわけですが、そういう考え方について市長の見解をお聞きをしたいと思います。

それから、月例給についてであります。今、課長のほうから164円の少額であるので、今回は見送るということですが、次年度の賞与・給与についてはどのような基本的な考えを持って対応されるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、この減額によってマイナス要因が、岩出市内において消費の減退というのは生じてくると思うんですが、これに対応する対策として、今、課長が言われたように、商品券等の配布をやっていると、水道の減免もやったということですが、その対応策について何かお考えがあるのかどうか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、第1条による職員の期末手当影響額につきましては、総額マイナス491万9,670円、平均額としまして、マイナス1万5,718円となっております。再任用職員につきましては、支給月数に変更はないので、影響額はございません。

続いて、第2条による職員の期末手当影響額につきましては、来年度見込みで総額マイナス509万4,857円、平均額がマイナス1万6,226円となっております。再任用職員につきましては、同様、支給月数について変更ないので、影響額はございません。

あと人勸、これによる、人勸に従う必要がないのではないかとということですが、先ほど答弁いたしましたように、地方公務員法第24条第3項において、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の事業者の給与、その他事情を考慮して定めなければならないとされていることから、岩出市においては人事院勧告及び和歌山県の人事委員会勧告を勘案して改正をしているものでございます。

それから、今回の人事院勧告ですが、これはコロナ禍によりまして、遅れて出てきたことは確かでございます。その遅れたことによりまして、まずは10月7日に期末手当に関する勧告が出てございます。その後、10月28日に人事院報告ということで、給与等の格差、これが見られるものでございます。

あと、人勸に従わない罰則ですが、特にそれはございません。

あと、いろいろなコロナ対策につきましては、市としましても、あらゆる手段で

行ってございますので、これによる影響は抑えられると考えてございます。

失礼いたしました。次年度の月例給と賞与等につきましては、期末手当につきましては、本条例に載せさせていただいていますように、現在のところは、それぞれ0.025月分減額と、6月、12月、それぞれ0.025月分減額という改正内容になってございます。

あとは月例給につきましては、来年の人事院勧告等を見てからの勘案になると考えてございます。

○田畑議長 副市長。

○佐伯副市長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、人勧に従う必要はないのではないかと、市長の答弁をとということです。私から御答弁をさせていただきます。

市においては、官民格差の調査が難しいことから、従来から人事院勧告を受けて、それに準じた形の改正ということであります。先ほど木村次長が御報告させていただいたとおり、人事院勧告及び県の動向、そういうふうなものを勘案した中で、上程させていただいているということでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 質疑の中で、私は答弁していただけるのかなと思ったんですが、職員及び再任用職員別ということで、ここの中に非常勤職員の平均支給額と総額、つかんでおられると思うんですが、これについて追加で答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず非常勤職員ということですが、本条例で載せさせていただいております会計年度任用職員、これにつきましては、今回の改正による影響額はございません。

ちなみに、ちょっと総合計というのはないんですけども、事務補助員であれば期末手当が13万9,282円というような状況になります。

あと、保育士であれば、これも級がございまして一定ではございませんが、一番低い方で16万1,238円というような期末手当の額になってございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第82号及び議案第83号の議案2件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第82号及び議案第83号の議案2件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を11月27日金曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を11月27日金曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時03分)